

【営業・不動産・農業申告】

- ▶ 受付期間 3月1日(火)・3月2日(水)
- ▶ 受付時間 9時～11時40分 13時～16時20分
- ▶ 受付場所 須恵町役場3階 大会議室
- ▶ 対 象 者 営業・不動産・農業の収入があり、所得税の確定申告が必要な人、または、確定申告することにより所得税が還付される人。
※利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入が含まれる申告や、青色申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例に関しては受け付けることができません。
※収支内訳書の作成が完了していない場合は受け付けることができません。
※今回よりインターネットや電話での事前予約が必要となります。
以下のQRコードの専用サイト、または、コールセンターへ電話でご予約ください。

注意事項などは広報すえ令和4年1月号10ページに掲載していますので、ご確認ください。

予約サイトQRコード



コールセンター電話番号

☎ 957-9950
受付時間: 9時～17時

※土日祝日は
繋がりません

※相談会場への入場は、予約時間の10分前からです。

香椎税務署

- ▶ 受付期間 2月7日(月)～3月31日(木) ※土日祝日は除く
ただし、2月20日(日)・2月27日(日)は、日曜に確定申告会場を開設します。
- ▶ 受付時間 9時～16時
- ▶ 受付場所 香椎税務署
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。配布方法などは、香椎税務署にお問い合わせください。
※注意事項などは広報すえ令和4年1月号の13ページに掲載していますのでご確認ください。

配付方法

- ・会場で当日配布
- ・LINEアプリによる事前発行(国税庁LINE公式アカウントから友だち追加)



※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関、または、周辺の有料駐車場をご利用ください。

- ▶ 問い合わせ先 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)

申告会場へ出向くことなく、スマホやパソコンで確定申告を作成することができます。
詳細は、広報すえ令和4年1月号12ページに掲載していますので、ぜひご確認ください。

【方法1】 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

STEP 2 「確定申告書等作成コーナー」のページで申告書を作成

STEP 3 ①～③のいずれかの方法で、申告書を送信または郵送

- ① マイナンバーカードを利用して送信
- ② IDとパスワードで送信
- ③ 申告書を印刷して郵送などで提出

【方法2】 手書きで確定申告書を作成

- ▶ 問い合わせ先 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131・134・135・143)



町県民税申告・所得税 確定申告は忘れずに

申告に必要なものは、広報すえ令和4年1月号10～11ページに掲載していますので、ご確認ください。

町県民税の申告

- ▶ 受付期間 1月24日(月)～3月15日(火) ※土日祝日は除く
- ▶ 受付時間 8時30分～17時15分
- ▶ 受付場所 須恵町役場1階 税務課窓口(6番窓口)
- ▶ 対 象 者 所得税の確定申告が必要ない人でも収入がある場合は、町県民税申告が必要です。
・個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金などを受け取った人
・町県民税の配偶者控除や扶養控除、生命保険控除、医療費控除などの控除を適用する人

収入がない人でも、町県民税申告が必要な場合があります。
・町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人
・児童手当や児童扶養手当を受給または保育所などの入所申告をする人
・所得(非課税)証明書が必要な人
※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人は、町県民税申告の必要はありません。
※公的年金のみの所得の人は、町県民税申告の必要はありません。
※町県民税申告か確定申告か判断できない場合は、申告で必要なものをご持参の上、税務課窓口までお越しください。

所得税の確定申告

須恵町役場特設相談会場

【一般申告】

- ▶ 受付期間 2月16日(水)～2月28日(月)、3月3日(木)～3月15日(火) ※土日祝日は除く
- ▶ 受付時間 9時～11時40分／13時～16時20分
- ▶ 受付場所 須恵町役場3階 大会議室
- ▶ 対 象 者 給与・年金・個人年金・一時などの収入があり、所得税の確定申告が必要な人、または、確定申告することにより所得税が還付される人。
※営業・不動産・農業・利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入が含まれる申告や、青色申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例に関しては受け付けることができません。

※今回よりインターネットや電話での事前予約が必要となります。
以下のQRコードの専用サイト、または、コールセンターへ電話でご予約ください。

注意事項などは広報すえ令和4年1月号10ページに掲載していますので、ご確認ください。

予約サイトQRコード



コールセンター電話番号

☎ 957-9950
受付時間: 9時～17時

※土日祝日は
繋がりません

※相談会場への入場は、予約時間の10分前からとなります。